

# フラワースタ일리スト協会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、フラワースタ일리スト協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務局を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 本協会は、「花」をひとつの有益なチャンネルと捉え、厳選された情報を交換できるシステムの実現を目指すとともに、さまざまなライフスタイルが実現できる「個」の時代にふさわしい「花」の取入れ方を提案し、多彩な会員による新鮮な切り口を活かした「花」に関わる人材育成を目的とする。

(活動)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 展示会の開催
- (3) 認定試験の実施
- (4) 講習会の実施
- (5) 総会の開催

## 第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 個人会員：本協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員：本協会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 法人記名会員：法人会員として入会した法人又は団体に所属し、当該法人又は団体が総会が別に定める基準に従い登録した個人

(入会)

第6条 個人会員

個人会員又は法人会員の入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

2 法人記名会員は、総会が別に定める基準に従い、法人会員が登録し、理事会においてその可否を決定し、本人の承諾をもって入会とする。

(入会金及び会費)

第7条 個人会員及び法人会員は、総会が別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 会員は、総会が別に定めるところにより、資格認定等本協会が会員に対して行う諸サー

ビスを受けることができる。

(会員の義務)

第9条 会員に関する事項は、この会則に別に定めるもののほか、総会が別に定める会員規程による。

2 会員は前項の会員規程を遵守し活動しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、失踪宣告、成年後見の審判又は破産宣告を受けたとき、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会費を6ヶ月以上滞納したときは、退会したものとみなすことができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の会則又は規定に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ又は本協会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他本協会の会員としてふさわしくない行為をしたとき

(既納の入会金、会費等)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第14条 本協会に、次の役員を置く。

理事 5人以上10人以内

監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を顧問とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選により選任する。

3 顧問は、理事長が理事の中から任命する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 顧問は、理事長を補佐する。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、顧問がいるときは顧問、顧問がいないときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、又は理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること

(任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第19条 役員は無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 顧問

第20条 本協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

#### 第5章 総会

(種別)

第21条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(3) 第17条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第25条 総会は、第17条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録等)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人1人以上が、署名、押印をしなければならない。

3 総会の議決した事項については、会員に周知を図るものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 16 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長又理事長が指名した理事がこれに当たる。

(定足数等)

第 36 条 理事会については、第 28 条から第 30 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 委員会

(評議委員会)

第 37 条 本協会は、理事長の事務を補佐するため、評議委員会を置く。

2 評議委員会は、理事長、顧問及び理事長が指名する理事により構成する。ただし、理事長は、必要に応じ、会員資格を有する有識者を評議委員会の委員に委嘱することができる。

3 評議委員会は、理事長の諮問に応じ、本協会の運営に関し意見を述べることができる。

4 この会則に定めるもののほか、評議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(各種委員会の設置)

第 38 条 本協会は、第 4 条の活動の推進を図るため、各種委員会を置くことができる。

2 前項に基づく各種委員会の設置及び廃止は、理事会で決定する。

3 委員会には委員長及び委員を置く。

4 委員長は、理事の中から選任するものとし、理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は委員長の推薦を受けて理事長が任命する。

5 前4項に定めるもののほか、各種委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 財産および会計

### (財産の構成)

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 活動に伴う収入

(5) その他の収入

### (財産の管理)

第40条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (経費の支弁)

第41条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第42条 本協会の活動計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会において、出席した社員の2分の1以上の議決を必要とする。これを変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (活動報告及び決算)

第44条 本協会の活動報告書及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した社員の2分の1以上の議決ををえるものとする。

### (会計年度)

第45条 本協会の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

## 第9章 会則の変更及び解散

### (会則の変更)

第46条 この会則は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

### (解散)

第 47 条 本協会は、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。  
(残余財産の処分)

第 48 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 49 条 本協会の事務の処理及び会務の執行を円滑に進めるため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 50 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 会則

(2) 会員名簿、会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び評議員の名簿及び履歴書

(4) 会則に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 11 章 補則

(委任)

第 51 条 この会則に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

1 この会則は、本協会の設立日（平成 17 年 8 月 1 日）から施行する。

2 本協会の設立当初の役員は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、設立発起人及び設立発起人が推薦する別紙会員名簿のとおりとし、その任期は、平成 18 年 7 月 31 日までとする。

3 本協会の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 7 月 31 日までとする。

4 本協会の設立初年度の活動計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。